

令和2年第3回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年3月17日（火） 午前9時30分～午前11時00分

○場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：井川 輝征 2番：尾上 春樹 3番：宮本 和市

5番：谷口 孝一 6番：塚本 壽 7番：草野 義雄

8番：田口 昭広 9番：寺本 眞理子 10番：阪口 修一

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

4番：藤井 雅史

○農地利用最適化推進委員

（出席：15名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 3番：中川 光春

4番：矢野 解光 5番：田口 宗一 6番：下崎 省一

7番：宮島 正文 8番：坂口 恵美子 9番：道園 浩二

10番：小崎 良一 11番：木川 保 12番：一川 清

13番：野田 和夫 14番：渕上 米作 15番：山田 和治

○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司 事務局次長：才保 親哉

係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第 5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

日程第2 報告第 6号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

日程第3 報告第 7号 農地形状変更届出書について

日程第4 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第6 議案第11号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 大変、世界中でもコロナウイルスの影響があり、経済的にも農業分野では苦境になっているため、今後もどうなるか心配しているところです。皆さんも健康に従事され、コロナウイルスが終息することを願っております。 只今から、令和2年第3回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 4番「藤井」委員から、欠席報告がっております。 これより、本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、5番「谷口孝一」委員、6番「塚本壽」委員に指名します。 議事に入る前に、議案書の訂正がありますので、訂正をお願いします。 議案の提出日ですが、全ての報告及び議案について「令和2年3月10日提出」と記載しておりますが、総会の日程変更に伴い、提出日を「令和2年3月17日提出」と訂正をお願いします。 次に、議案書の7ページ、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、所有権移転の部1番の譲受人の住所・氏名欄ですが、配布してあります「議案書訂正箇所」の2番のとおり訂正をお願いします。 それでは議事に入ります。 報告第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
福田局長	おはようございます。 本日、ご提案しております、議事等の説明につきましては、担当係長から説明させていただきますので、ご審議よろしくをお願いします。
川田係長	議案書の1ページをお願いします。 報告第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 この配分計画は、1月の総会で審議を行い、記載してある賃貸人から熊本県農業公社が借り受けた農地が、賃借人へ配分された報告になります。 賃借権設定の部1番から3番までまとめて説明します。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の10年間です。

	賃借料は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 5 号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 5 号につきましてはこれで終わります。 次に、報告第 6 号「農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 2 ページをお願いします。 報告第 6 号、農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出について。 農地法施行規則第 5 3 条第 1 項の規定による届出が、下記のとおり提出されましたので、報告するものです。 所有権移転の部ですが、芦北町の収用による許可不要の転用になりますので、まとめて説明します。 土地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的ですが、1 番から議案書 3 ページの 1 0 番までは、町道改良事業用地の転用になります。町道路線名は記載のとおりです。 1 1 番については、芦北町コミュニティーセンター駐車場です。 続きまして、賃貸借権設定の部 1 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的は、送電用鉄塔敷地です。 ピンク色総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「田浦阿蘇神社」の南側、約 7 3 0 m の場所で、既存の送電用鉄塔の近くになります。 現地確認ですが、申請地はレモンが作付けしてあり、適正に管理されていたので、申請者に代替地の検討をお願いしましたが、他に要件を満たす土地が無かったため、やむを得ないということでした。 なお、耕作者に確認を行ったところ、転用部分には、レモンが作付けしてあり、その部分については補償を行うということなので、耕作者も同意しているということです。 また、鉄塔を整備しても周囲農地には影響はないと感じました。

	以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 賃貸借権設定の部1番につきましては、現地確認を行っておりますので、担当委員に補足説明をお願いします。 1番の案件は私が担当地区ですので、私が説明します。 事務局から説明のあったとおりです。 鉄塔も古くなりまして、隣に移動して新設するということです。 また、担当地区の「本郷」推進委員からお願いします。
本郷推進委員	鉄塔は現在、50年程経っているそうなので、建て替えるということでした。 あとは、事務局と片山会長の説明どおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第6号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第6号につきましてはこれで終わります。 次に、報告第7号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の4ページをお願いします。 報告第7号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されましたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。 造成の理由は、水田として利用が困難なため、客土を行い、野菜等を栽培する。 工事期間・盛土高は備考欄のとおりです。 ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「マルショク芦北店」の南東側、約650mの位置で、芦北松崎地区の申請者作業場の隣接地になります。 現地確認ですが、申請地は水田としては利用が困難であると感じました。 1. 5m程度、客土を行い、野菜を作付けするということでした。申請地の東側に水路がありましたので、土砂が崩れないように整理をお願いしました。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。

	現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「8 番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	現地確認に行ってまいりました。事務局から詳しく説明がありましたが、説明どおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 7 号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 7 号につきましてはこれで終わります。 次に、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、未登記整理のため。 譲受人事由ですが、未登記整理のため。となっています。 ピンク色総会資料の 3 ページをお願いします。 申請地は、「吉尾郵便局」の北東側、約 2 5 0 m の場所で、市居原地域の 2 筆になります。 現地確認ですが、申請地は栗が作付けしてあり、適正に管理されていました。 黄色調査書の 1 ページをお願いします。 契約の種類は売買、申請理由ですが、譲渡人は 1 5 年ほど前に譲受人へ申請地を売り渡したが、未登記であったため、今回申請するものです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 なお、本案件は 1 月の総会で審議しました 3 条所有権移転の案件に漏れていたため、今回の申請となりました。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、高齢により耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、相手方の要望により買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の 4 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「小田浦バス停」の南東側、約 1 7 0 m の場所で、譲受人自宅の周囲の農地になります。

現地確認ですが、申請地はデコポンのハウス栽培がされており、適正に管理されていました。

申請地は、以前から譲受人が賃貸借権の設定を行い、管理しており、現在も適正に管理されていました。

黄色調査書の 2 ページをお願いします。

契約の種類は売買、申請理由ですが、譲受人は平成 1 6 年から申請地を借りて耕作管理を行っていましたが、譲受人から買ってほしいとの要望があり、今回申請するものです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、高齢により耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、相手方の要望により買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「田浦インター出入口」から南東側、約 2 0 0 m の場所で譲受人自宅の隣接農地になります。

現地確認ですが、申請地は何も作付けされておらず、耕作放棄地状態でした。

買い受け後は、野菜等を作付けするということでした。

黄色調査書の 3 ページをお願いします。

契約の種類は売買、申請理由ですが、譲渡人は妻と 2 人暮らしであり高齢のため、耕作できない状況でしたが、譲渡人の要望もあり、譲受人が買い受け、耕作管理するということで、今回の申請となりました。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

4番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、県外に居住しており、耕作管理が困難なため、売り渡す。

譲受人事由ですが、相手方の要望により買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、國見地区の「杉園公民館」から南側、約200mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は菜の花、野菜等が作付けされており、適正に管理されていました。

なお、現在も譲受人が管理しているということでした。

黄色調査書の4ページをお願いします。

契約の種類は売買、申請理由ですが、譲渡人は県外に居住しているため、申請地の隣接に農地を所有している譲受人に耕作管理をしてもらっていたが、譲渡人の要望もあり、譲受人が買い受けるということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

議案書の6ページをお願いします。

5番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、高齢により耕作管理が困難なため、後継者に贈与する。

譲受人事由ですが、贈与を受け、引き続き耕作管理する。となっています。

ピンク色総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、女島「金ヶ渕バス停」から南西側、約120mの場所で申請者実家の隣接地になります。

現地確認ですが、申請地は野菜等が作付けされており、適正に管理されていました。

黄色調査書の5ページをお願いします。

契約の種類は贈与、申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理が困難なので、譲受人である息子へ贈与するということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「7 番の草野」委員にお願いします。
草野委員	申請人の代理人立ち会いのもと、山田推進委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。 内容としては、事務局から説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「山田」推進委員からお願いします。
山田推進委員	只今、説明のあったとおり問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、2 番の案件を「10 番の阪口修一」委員にお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「中川」推進委員からお願いします。
中川推進委員	同じく、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	3 番の案件は、私が担当地区ですので説明します。 事務局から説明のあったとおり、耕作放棄地となっていましたので、買い受けて作付けするということでした。 続きまして、担当地区の「本郷」推進委員からお願いします。
本郷推進委員	申請地は以前から、セイタカアワダチソウが茂っている所でした。事務局から説明のあったとおりですので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、4 番の案件を「2 番の尾上」委員にお願いします。
尾上委員	事務局の説明どおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、担当地区の「野田」推進委員からお願いします。
野田推進委員	事務局と尾上委員の言われるとおり、何ら問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
片山会長	続きまして、5 番の案件を担当地区の「道園」推進委員からお願いします。
道園推進委員	事務局、藤井委員と現地確認をしました。野菜等を作付けしてあり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第9号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし)

	それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番につきまして、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番につきましては、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番につきましては、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4 番につきましては、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、5 番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的は、自動車整備工場及び事務所になります。 ピンク色総会資料の 8 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、八幡地区で県道芦北球磨線沿いにある「林田バス駐車場」の隣接地になります。 現地確認ですが、申請地はヤギが放し飼いされており、野菜も一部作付けされています。申請地は、周辺農地と高低差があり、コンクリートブロックで分断されており、日照・通風等に影響がないと思われるため、転用しても問題ないと感じました。 ピンク色総会資料の 9 ページをお願いします。

	配置図・排水計画図を載せています。 事業計画は記載のとおりとなります。斜線部分が既存の駐車場として利用している場所になります。排水は事務所の横に合併浄化槽を設置し、申請地西側（事業計画図では左側）の既存水路へ排水する計画です。 ピンク色総会資料の１０ページをお願いします。農地の広がりを見せておりますが、斜線部分の約９．７ｈａになります。 黄色調査書の６ページをお願いします。 ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり１０ｈａ以上ないため、第２種農地（その他農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、自動車の整備・販売、バス旅客運送業等を営んでいます。現在の自動車整備工場が狭くなったため、新しく自動車整備工場及び事務所を整備する計画です。」 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部１番の案件を「６番の塚本」委員にお願いします。
塚本委員	本案件は、現地確認に行きましたが、後でまた、話をしたいと思います。
片山会長	続きまして、担当地区の「下崎」推進委員からお願いします。
下崎推進委員	先日、現地確認に行きまして、事務局の言われるとおり問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第１０号につきまして、質疑ありませんか。 …６番、塚本委員。
塚本委員	申請地は、基盤整備する以前から色々な話が行われている土地でして、現在も水利組合と話し合ったことを実行できていないところがあります。 最近では、水利組合の意見を一部否定できるところはありますけれども、ここには３つの論点があると思います。１つは、排水路に対しての賦課金をかけていますが、今で

	は、無理に取ってはいけないのではないかとされており。2つ目には、水路の工事に資金が必要ということで、組合で多額の金額を出し、整備工事を進めているところです。また、申請地隣地のすでに許可されている土地にも負担をお願いしておりますが、それが実行できていないという状況です。3つ目には、用水路の上に水路を跨ぐための進入路が設備してあります。これに対する支払いも納められておりません。以上、3つの論点がありまして、2つ目の工事費について、負担金を出してもらうまでは、この件は保留にしておきたいと思っております。
片山会長	事務局から説明があります。 事務局長どうぞ。
福田局長	まず、議案書の7ページをお開きいただきたいと思っております。 片山会長から農地法第5条の規定による許可申請書審議ということで、農地法第5条の申請が提出されたために議決を求めるということでありますので、それに関連する部分かどうか確認したいところがありますので、わかる部分だけ答弁してから、この後は進めさせていただきたいと思っております。担当係長から答弁させます。
片山会長	それでは、川田係長からお願いします。
川田係長	塚本委員から2つ目に、工事を計画している話がありましたが、場所とどのような工事を計画しているのか、お聞きしたいと思います。
塚本委員	用水路の工事になります。全体で3.7kmの用水路のうち、約500mを予定しており、現在24mが進行中です。
片山会長	事務局どうぞ。
川田係長	今の説明で少し理解できましたが、その場所で耕作されている方が受益者という立場になります。今回の申請地は基盤整備の対象地に含まれていませんので、まず負担金を支払う必要があるのかということです。話し合いによって、負担金を取るか取らないかは地域の問題であると思っております。また、申請地の右側には、宅地がありますけれども、ここの方からは、負担金を納めているのかわかりませんが、皆さん平等に負担金を納められるのが、普通ではないかと思っております。 今回は農地法の転用について審議しますので、農地転用に関しては、一般基準・立地基準等の転用許可要件に該当していれば、農業委員会は許可するべきだ。というのが、事務局としての意見であります。
塚本委員	排水については、同意書が出ていないと思いますが、最近では排水についての拒否というのができません。もし、ご存じなければ、文書を取り寄せていただきたいと思います。その文書はマスコミの文書で尋ねてみましたが、詳しいことは教えてもらえませんでしたので。
片山係長	ここで、本議案について異議の発言がありましたので、討論を行います。

	討論及び採決につきましては、議決権のある農業委員のみ行います。 まず、反対委員の意見をお聞きします。 反対の委員は挙手をお願いします。 (塚本委員挙手) 6 番の塚本委員より反対意見をお願いします。
塚本委員	前回、許可されている土地は自動車の展示場にするということで、進入路をつくるのにこのような誓約がありますと水利組合の方から説明をして、賦課金の負担も受けるということで了解されたわけです。しかし、この 3 年間は滞納という状態です。 また、去年の末に最高裁の方で判断が示されました。その判断を決定した文書というものが私たちでは手に入れるのが難しく、新聞社に連絡をしましたけれども、正確な回答はいただけませんでした。あくまで新聞記事の一部分ですので、全部を報道しているとは限りませんが、その中で、費用を取らない、工事費の負担については市町村で方針を出すというような内容でした。その記事は切り抜いて保管しておりましたが、紛失しており、皆様にお見せすることができず、申し訳ございません。以上です。
矢野推進委員	すいません、一つお尋ねしてもよろしいですか。
片山会長	はい、どうぞ。
矢野推進委員	農業委員に議決権がありますけれども、推進委員は意見を言ってもいいが賛成・反対はできないということですか。傍聴ということなら、席を外してもいいのですか。 そこを聞いておかないと、進行がスムーズに行くようにと思って確認しました。
片山会長	事務局長どうぞ。
福田局長	採決の際に、推進委員がこの場にいていいのかという質問でございますが、案件につきまして、利害関係のある方がおられる場合は、今までも席を外していただいております。利害関係に該当しないと会長が判断すれば、在席のままで議事を進行されると思います。
矢野推進委員	席で聞いておいて良いということですね。
福田局長	はい、そうです。 もし、会長に特殊な理由・事情をお伝えしたいということがあれば、挙手していただくと会長がそれを判断して、理由・事情を聞かれるか聞かれないかは判断されます。
片山会長	はい、小崎推進委員どうぞ。
小崎推進委員	私は、この申請地の下の方に田んぼをつくっているのですが、それでも何も言うことはできないのですかね。
片山会長	まだ、質疑中ということですので、参考意見としてどうぞ。
小崎推進委員	まず、前回の申請で、私も農業委員をしていた時期ではあるとは思いますが、農振地

	でよく許可が下りたなど不思議に思いました。
川田係長	お答えいたします。 前はなぜ、転用ができたのか私も調べました。その時の議事録にも載っておりますけれども、平成25年7月10日申請で平成25年8月21日に許可が出ています。 おそらく、元々から農振農用地区域ではなかったと。つまり、周りは基盤整備しており、農振農用地ですが、ここは農振農用地から外れている場所となります。なので、除外の申請もいらないので、そのまま農業委員会に転用申請があったということになります。ですが、ここも前回から問題があったみたいで、2か月に亘り審査しております。 結局、何が問題だったかというのと、農地区分、農地の広がりです。農地の広がりが10ha以上あるのではないかというのが、許可基準の判断のネックになっていたと思います。 実際、県の担当に現場を見に来てもらって、面積を細かく計ったら、先ほど説明しました約9.7haであって、第2種農地（その他の農地）に該当するという事で県の方が指示をしてこられたみたいです。1番ネックになっている立地基準に関しては、了承され、農業委員会の転用に対しての判断基準によって、許可は可能であると判断されているみたいです。
片山会長	色々ご意見等あると思いますけれども、この件につきましては、先ほど反対意見が出ましたので、賛成委員のご意見をお伺いしたいと思います。 …はい、井川委員どうぞ。
井川委員	私は賛成の意見を言わせていただきます。2点ほどあります。 1点目は、前回の平成25年度に駐車場及び中古車展示場として、農業委員会へ申請され、転用許可が行われております。隣接地から転用可能で、今回の申請が転用できないというのはおかしいのではないかと考えております。 2点目は、転用許可基準については、事務局から説明がありましたが、立地基準及び一般基準を満たしているため、転用は適当であるのではないかと思います。 また、先ほど塚本委員がお話しされましたけれども、これは農業委員会とは別枠の問題じゃないかというふうに思います。 よって、私は賛成ということにしました。
片山会長	ありがとうございました。 色々、皆様も考えがあるかと思いますので、皆様の判断を仰ぎたいと思います。
塚本委員	発言してよろしいですか。 町の方としても、このような場合にどういうふうに対応するという方針を出してくれとの裁決文が出ているはずなので、それを取り寄せる時間はあつてしかるべきじゃない

	ですか。すぐ取り寄せられないとしても。判決文です。
片山会長	農業委員会としての総会場で、私たちはこれを採決するのが範囲内ですので。 法律に深く入った後、申請者のことを考えると局長も言われましたが、なぜ、否決したのか裏付けになるようなものがないと。
塚本委員	その裏付けを取るためにも必要なのではないですかと。判決文をきちんと取って、それを精査するのが。
片山会長	ですが、私たち農業委員会の使命はここまでですので。採決をさせていただきます。 採決の方法は、芦北町農業委員会会議規則第 17 条の規定により、挙手で行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。 (7 名の委員が挙手) 賛成が過半数以上ですので、本案件は原案のとおり可決されました。 ありがとうございました。 次に、議案第 11 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 11 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、所有権移転地及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻・野菜で売買価格は備考欄のとおりです。 これは、農地中間管理機構の特例事業で、機構を通して所有権移転を行う事業になります。 続きまして、賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 1 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の 9 ページをお願いします。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 1 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 2 年 9 か月です。賃借料等は備考欄のとおりです。

4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 2 年 9 か月です。賃借料等は備考欄のとおりです。

5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 10 ページをお願いします。

7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

8 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

9 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

10 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

11 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 11 ページをお願いします。

12 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲・野菜等で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

13 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

続きまして、使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 3 年間です。

2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 3 年間です。

議案書の 12 ページをお願いします。

3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。

4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作

	目は水稻で設定期間は再設定の5年間です。 5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻・野菜で設定期間は再設定の10年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第11号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。 賃貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番につきましては、原案のとおり決定しました。 5番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5番につきましては、原案のとおり決定しました。 6番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6番につきましては、原案のとおり決定しました。 7番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし)

異議なしということですので、7番につきましては、原案のとおり決定しました。
8番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番につきましては、原案のとおり決定しました。
9番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番につきましては、原案のとおり決定しました。
10番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番につきましては、原案のとおり決定しました。
11番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番につきましては、原案のとおり決定しました。
12番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番につきましては、原案のとおり決定しました。
13番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番につきましては、原案のとおり決定しました。

使用貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、使用貸借権設定の部1番につきましては、原案のとおり決定しました。

2番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。
3番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。
4番につきまして、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番につきましては、原案のとおり決定しました。
5番につきまして、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、５番につきましては、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。
--	--